

気を付けよう！見守ろう！

ふくいの消費生活



【今号の写真 📷】

「勝山市消費者団体連絡協議会 いのセンス」様より
5月31日(日)開催「いきいき消費者フォーラム2026」
ステージ発表「クーリング・オフのうた」の練習風景を
ご提供いただきました。

「気を付けよう！見守ろう！ふくい消費生活」は
こちらからダウンロードできます→



プレゼント企画
夏号
福井県産スイカ

詳しくは
最終6ページへ！



目次

- 消費生活センターに寄せられた相談 2・3
- エシカル消費・ふくいおもいやり消費応援団 4
- 生活関連物資の価格調査／自宅で学べる消費生活通信セミナー 5
- プレゼント企画のお知らせ／消費生活センターのご案内 6

消費生活センターに寄せられた相談を紹介します

警察官を名乗る電話にご注意ください！

相談事例

スマホに警察官を名乗る人物から電話があり、「あなたの銀行口座が詐欺に使われている。LINEのビデオ通話なら出頭せずに済む」等と言われて、ビデオ通話に誘導された。ビデオ通話では警察手帳を見せられ、「あなたに逮捕状が出ている。無実を証明するには、口座の資金を調べる必要がある」などと言われ、指定された口座に金銭を振り込むよう要求された。



アドバイス

- 警察官を名乗る電話があっても慌てない。
お金の話が出たら、所属や担当者名、電話番号、内線番号等を聞いた上でいったん電話を切り、警察相談ダイヤル「#9110」番に相談する。
- 海外からの番号の電話の場合、詐欺電話を疑う。
国際電話の発着信を無償で休止できる仕組みを利用する。
固定電話：「国際電話不取扱受付センター（0120-210-364）」へ申込み
携帯電話：国際電話からの着信を制限するアプリ（警察庁推奨アプリ）を利用する
- 見知らぬ番号からの電話には慎重に対応する。相手が個人情報を知っていたとしても、それだけで信用せず、少しでも不審に感じたら家族や相談窓口にご相談する。
- 電話会社や官公庁を名乗り個人情報を聞き出したり、「携帯電話の未納料金がある」などといった後に、警察官役に交代するケースもある。実在する企業や団体のからの電話にも十分注意する。

「偽サイト」での返金詐欺にご注意ください！

相談事例

欲しかったブランドのスニーカーが、通常価格の半額で販売されている通販サイトを見つけたため購入した。しかし、販売事業者から「欠品のためコード決済アプリで返金する」と連絡があり、LINEの友達登録を求められた。その後、LINEで届いた案内に従ってコード決済アプリを操作したところ、「返金」を受けるはずが、いつの間にか逆に「送金」してしまっていた。どうすればよいか。

アドバイス

- 一度コード決済で送金してしまうと、相手から返金を受けることは非常に困難。サイト上に欲しい商品が掲載されていても、極端に安い価格であったり、日本語が不自然であったりする場合には特に注意が必要。
- 通販サイトを利用する際は、次の点に注意する。
 - ①公式の通販サイトのURLかどうか
 - ②連絡先（電話番号・メールアドレスなど）が明記されているか
 - ③商品価格が極端に安くないか
 - ④支払方法が限定されていないか（前払いのみ・コード決済のみなど）
 - ⑤日本語が不自然ではないか少しでも不審な点がある場合は、取引をしない。



年度末・年度始めに多い消費者トラブル

賃貸住宅退去時に高額な請求が！

相談事例

4年間住んだアパートを退去したら、貸主からハウスクリーニング代、エアコン洗浄費、壁クロスの張替え費等、12万円を請求された。ハウスクリーニング代とエアコン洗浄費は契約書に記載があったので支払ったが、クロスは壁の一部に家具をぶつけて小さな傷ができただけなのに、全面張替え費用を請求された。



アドバイス

- 契約前に、契約書や重要事項説明書の内容をよく確認する。特に、「禁止事項」や「修繕に関する事項」、ハウスクリーニングなどの「退去時の費用に関する」事項は必ず確認する。
- 入居時にキズや汚れなどの室内の状況を、できる限り貸主・管理会社と一緒に確認し、写真等で記録を残しておく。
*国土交通省の「現状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常の住まい方・使い方をしても生じる傷みや汚れ、経年劣化によるものは原則として貸主の負担とされている。借主が傷をつけた場合は借主側の責任になるが、最小単位での修理でよいとされている。

SNSで出会った人からの投資勧誘に注意！

相談事例

●SNSからの投資詐欺

SNSで「有名人による無料の投資セミナー」という広告を見つけ、100万円が1億円になったとの体験談にひかれてアプリに登録したら、有名人のアシスタントを名乗る人から投資話が届いた。信用して100万円を振り込むと、その後も次々と勧められ総額1000万円を振り込んだ。アプリ上では6000万円の利益が出ているので引き出そうとしたら、手数料や税金として1000万円を振り込む必要があるといわれ、詐欺だと気づいた。

●マッチングアプリを利用したロマンス詐欺

マッチングアプリで知り合った女性と毎日連絡をとるようになり、「二人の将来のために」と投資を持ち掛けられた。彼女の指示どおりに投資したら、アプリ上で倍以上の利益が出ていたので出金しようとしたら、彼女と連絡が取れなくなった。



アドバイス

- 「有名人が言っているから大丈夫」と思い込まない。SNSやネット上では、無断で有名人の名前や写真を使用した投資勧誘が横行している。
- SNS上で投資やもうけ話を勧められたら、まずは詐欺を疑う。「必ずもうかる」「特別にあなただけに教える」「二人の将来のために」などの言葉をうのみにしない。実際に会ったことのない人からの投資の誘いには応じない。

エシカル消費をご存じですか!?

エシカル消費とは、環境・人・社会・地域に配慮した消費行動のことです。
 私たち一人ひとりが、社会的な課題に気づき、日々のお買物を通して、その課題の解決のために、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

エシカル消費の具体例

《環境に配慮した消費》

エコマークなど「環境ラベル」がついた商品を購入することや、食べられるはずの食べ物の廃棄（食品ロス）を減らすことで、環境保全や環境問題の解決につながります。



《人・社会に配慮した消費》

国際フェアトレード認証ラベルがついた商品を購入することや、障がい者の方々が生産した「セルフ商品」を購入することで、生産者への生活支援や社会貢献につながります。



《地域に配慮した消費》

地元で生産されたものを地元で消費する「地産地消」や、地元の伝統工芸品や被災地で生産される商品を購入する「応援消費」などで、地域経済の活性化や配送コストの節約などの環境負荷の軽減、被災された方の生活や復興の支援につながります。



福井県の取組み

エシカル消費に関する取組みを実践している事業者を「ふくい おもいやり消費応援団」として登録しています。登録いただいた事業所・店舗には、のぼり・ステッカーが掲示されています。ぜひ、積極的にご利用ください！
 ※一部掲示されていない店舗様もございます。

エシカル消費を応援するイベントも実施予定!

ふくいおもいやり消費応援団

現在の登録企業・取組をご覧ください。



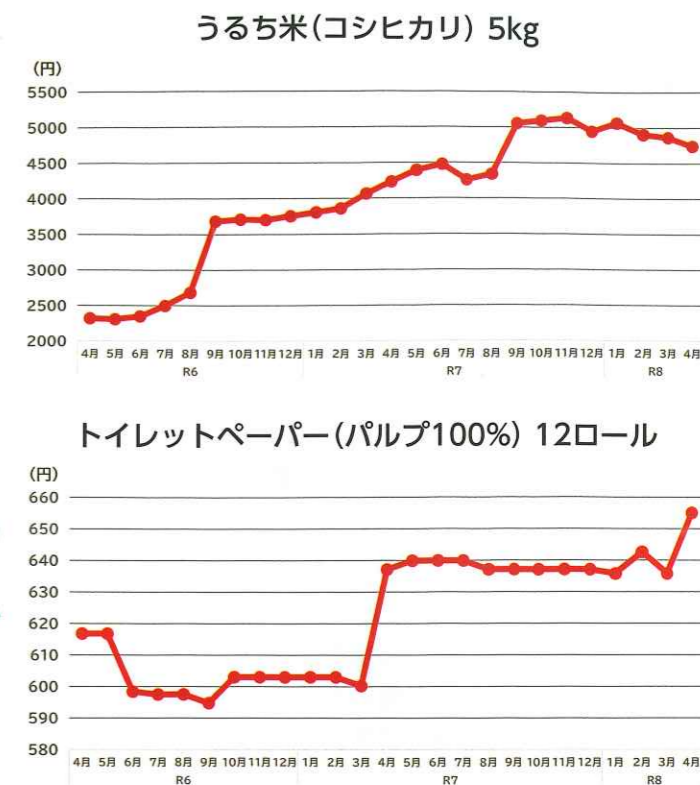
Instagram
 [@ethical_fukui]



をフォローしてね!

生活関連物資の価格調査

県では、「福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例」に基づき、県民生活との関連性が高い物資（生活関連物資）の価格および需給の動向を把握するため、毎月県内の店舗で価格調査および店頭観察を行い、県民へ情報を提供しています。



毎月の調査結果は、福井県のホームページで見ることができます。

- ホーム ▶ 暮らし・環境 ▶ 消費・生活
- ▶ 消費生活に関する普及・啓発
- ▶ 福井県 生活関連物資 価格調査結果

詳しくはこちらをご覧ください



物価が上がっているけど、消費者の私たちはどうしたらいいの?!

節約の工夫

- 1 買い物前の冷蔵庫チェックで、買いすぎ防止
- 2 セールやクーポンを活用する

賢い消費

- 1 マイボトルを持って、エコ運動
- 2 エコドライブの実践で、ガソリン代節約

自宅で学べる 消費生活通信セミナー

ご自宅で、ご自身のペースで、消費生活の確かな知識を身に着ける絶好の機会です。本セミナーは、資格取得に向けた基礎講座としてもご利用いただけます。より豊かで安心な生活を送るための知恵を、この機会と一緒に学びませんか。

期 間 令和8年9月～11月

- 方 法
- ① テキスト「2026年版暮らしの豆知識」に沿って学習を進めます。テキストから出題した演習問題を月1回（全3回）お送りします。
 - ② 演習問題の解答と、暮らしに関する講座への参加（1回以上）またはレポートの提出を持って修了となります。
- ※解答用紙は、郵送またはWebでの提出となります。

申 込 受講申込書を下記お申込みコードからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、資料送付代（110円切手9枚）を同封して郵送にてお申込みください。

申込締切 令和8年8月8日(土)

問合せ・申込先 ※お電話または、お申込みコードからお申込みください。

公益社団法人ふくい・暮らしの研究所 (〒910-0842 福井市開発5-1603)

TEL 0776-52-0626 URL <http://www.kuranavi.jp/>

※上記セミナー・講座は福井県が公益社団法人ふくい・暮らしの研究所に委託して実施しています。



応募締切

令和8年6月25日(木)

読者プレゼント



アンケートにお答えいただいた方の中から、抽選で

20
名様

にプレゼント！



写真はイメージです

夏号は…

福井県産スイカ

福井で育った旬の味覚を
味わってね！



応募はこちらから



- ①スマートフォンでカメラを起動します。
- ②カメラをQRコードにかざし、読み取りたいQRコードをタップします。
- ③表示された通知(URL)をタップすると、アンケートのページへ移動できます。

*商品の発送をもって当選発表に代えさせていただきます。
商品は7月下旬～8月上旬に発送予定です。

消費生活のご相談は…

土日も相談を
受け付けています

お気軽に
ご相談下さい



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

受付時間 / 9:00～17:00 (祝日・年末年始は休館)

(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

ホームページ

福井県 消費生活

検索

県消費生活
センターHP



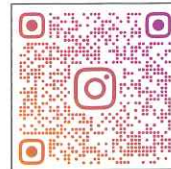
フェイスブック



LINE



Instagram



メール相談受付



消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターやお近くの消費相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633

安全安心ふくいX

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてくだ
さい。



@AnshinFukui

発行日/令和8年5月